

和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】に対する
意見の募集（パブリックコメント）で出た主な意見とその対応について

1. 概要

「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を実施しました。

- (1) 意見募集期間 : 令和2年2月17日（月）から令和2年2月28日（金）まで
- (2) 告知方法 : インターネット（常時閲覧可能） 和歌山県ホームページ（産業技術政策課ページ内）
閲覧場所による閲覧（閲覧時間は、土日祝日を除く平日の9時00分から17時45分まで）
 - ア 和歌山県庁情報公開コーナー
 - イ 和歌山県商工観光労働部企業政策局産業技術政策課
 - ウ 那賀振興局地域振興部企画産業課、伊都振興局地域振興部企画産業課、
有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、
西牟婁振興局地域振興部企画産業課、東牟婁振興局地域振興部企画産業課
- (3) 意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出数 : 89通
- (2) 整理した意見総数 : 308
- (3) 提出された意見の概要と意見に対する考え方 : 別紙のとおり

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
1	パブリックコメントの期間	パブリックコメント期間が短い。(同旨10件)	今回パブリックコメントの対象としたものは、義務を課し、又は権利を制限する内容のものではなく、事業者から洋上風力発電に関する相談例が非常に多く、参考としてもらうための資料を早急に取りまとめる必要性を考慮し、期間を設定しました。	無	-
2	ゾーニングの方針	ゾーニングの結果、洋上風力を排除したいというような意図の報告書・ゾーニングになっている。(同旨4件)	本ゾーニングは、本県における洋上風力発電の導入のあり方を検討していくために各エリアの影響を確認していくものであり、促進または抑制のどちらかの立場に立ってゾーニングを実施しているものではありません。	無	-
3	ゾーニングの方針	ゾーニングは洋上風力発電の導入ありきで行われている。(同旨2件)			
4	ゾーニング方針	地球温暖化回避に寄与する再生可能エネルギーの導入促進と洋上風力発電の導入による環境への影響について、バランスを意識した検討をすべきである。	検討会の検討委員は、自然環境保全の専門家や風力発電の専門家等にご参加いただいております。今後バランスを取りながら検討を進めております。	無	-
5	ゾーニング方針	「再エネ海域利用法」に基づく洋上風力発電を推進する意向があるのか。また、そのことを前提として、ゾーニングを行っているのか。(同旨2件)	「再エネ海域利用法」の制度を活用するかについては、令和2年度においても引き続きゾーニングを検討し、その最終結果を踏まえ広く県民の皆様の意見を聴きながら検討していきたいと考えています。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
6	ゾーニング方針	保全推奨エリア内での事業を検討する事業者が現れた場合の県の対応は。保全推奨エリア内の事業は実施されるべきでないという方針と理解して良いのか。(同旨2件)		無	-
7	ゾーニング方針	ゾーニングが規制ではなく、個別に環境アセスで影響を判断するといのであれば、ゾーニングによる保全区域は極めて最小限にすべき。(同旨8件)	ゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】(案)は、保全エリアや保全推奨エリアにおいて事業者の事業実施を規制するものではなく、本ゾーニングマップにより、保全エリアや保全推奨エリアにおける環境影響評価や遺産影響評価の実施を妨げるものではありません。他方、個々の法令により、規制のあるエリアもあるため、事業者が洋上風力発電事業を検討する際には、本ゾーニング結果を参考としてもらいたいと考えています。	無	-
8	景観	漁業が衰退している中で、漁業と洋上風力の共存共栄により、新しい形の漁業ができる。法令等で根拠のない景観を理由に、洋上風力の推進を妨げないで欲しい。(同旨34件)		無	-
9	景観	熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の眺望点からの景観のエリア設定が厳しすぎる。0.5°に、法令等の根拠がない。事業の検討段階である環境影響評価の中で個別に判断すべき。洋上風力の導入促進と環境保全の両立を図るという視点が欠けている。(同旨7件)	熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の眺望点からの景観については、垂直見込角によるエリア設定を行わず、眺望点から眺望可能な範囲をゾーニングマップに示し、事業者において適切な配慮が求められる性格であることを示します。	有	報告書 P24,P40, 41、巻末資料2-42, 2-43
10	各レイヤーのエリア設定	重要海域は保全推奨エリアとすべきではない。(同旨2件)	重要海域(生物多様性の観点から重要度の高い海域)は、わが国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものとされており、特に沿岸域においては重要度が高いと判断しています。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
11	採算性	事業の採算性についても検討会で議論すべきである。 (同旨2件)	採算性については、事業者が個々の事業計画の中で検討するものと考えています。	無	-
12	災害リスク	工事中や稼働中において発生が懸念される災害（巨大地震や風水害など）を十分に検討し、過去や最新のデータを参考にした上でゾーニングに反映すべき。（同旨3件）	当県の地域特性として、台風・地震・津波等の災害が想定されるため、工事中や稼働中における災害時のリスク対応について、留意事項に追加します。	有	報告書P48
13	騒音	騒音の離隔距離である1,800mを算出した想定条件が厳しい。残留騒音の設定を35dBとするのは疑問がある。事業者の努力により影響を低減し、基準値を満たす可能性もあるのではないか。（同旨3件）	騒音のエリア設定にあたっては、一定の想定に基づき、安全側に配慮した数値を採用し、1,800mの離隔距離を目安としてお示しし、その内側について保全推奨エリアに設定しています。ご意見のとおり、小型の機種を選定、騒音を低減させる風車の選定、低減装置を設置といった事業者の努力によって、基準を満たすことは十分考えられるため、目安の離隔距離である1,800mの内側で風車の設置が可能となる場合があると考えており、その評価は、個々の環境影響評価においてなされるものであると考えています。	無	-
14	鳥類	保全推奨エリアの設定根拠として「鳥類の渡りルート（ヒアリング結果）」のエリアが示されておりますが、このエリア設定の根拠となるヒアリング結果の内容が不明。（同旨2件）	ヒアリングの結果を基に設定しています。令和元年度から令和2年度にかけて鳥類調査を予定しており、引き続き検討を行って参ります。	無	-
15	漁業、水産資源への影響	洋上風力発電は漁業や水産資源への影響が大きい。漁業関係者に意見を聴く必要がある。（同旨9件）	洋上風力発電の設置が水産資源や漁業に与える影響については、令和2年度において漁業関係者へのヒアリングを実施しながら検討していきたいと考えています。	有	報告書P18 (資料6の内容を掲載予定)

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
16	社会的調整が必要な項目の追加反映	このゾーニングは自然環境編であり、社会的調整が必要な項目については、留意事項に整理されているのみで検討がなされていない。これらの情報についてもゾーニングに反映すべきである。(同旨4件)	漁業や船舶の通航といった社会的な調整が必要な事項については、令和2年度において取り組む予定としています。	有	報告書P18 (資料6の内容を掲載予定)
17	超低周波音、低周波音	超低周波音・低周波音について、生活環境への影響とともに、健康への影響についても十分調査検討すべきである。(同旨2件)	<p>環境省公募による研究として、平成22～24年度にかけて、全国29箇所の風力発電施設の周辺計164地点で風車騒音の実測調査が行われています。これによると、暴露側における風車騒音の超低周波音領域の成分は、知覚できないレベルであることが分かっています。また、環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」では、国内外の風車騒音に係る研究を広く整理したうえで、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見が確認されなかったことが報告されています。</p> <p>従いまして、本ゾーニングでは通常可聴周波数範囲の騒音による影響範囲の設定を行っているところですが、実際の事業計画に際しては、計画時における騒音等に係る最新の知見を踏まえて、適切に環境影響評価を行う必要があると考えています。</p> <p>また、超低周波につきましては、最新の情報・知見を注意深く参考にしながら、影響について懸念しなければならない旨を留意事項として追加します。</p>	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
18	風車の諸元	9.5MWの風車（全長：187m、ハブ高105m、ブレード直径：164m）を風車諸元として想定している理由及び根拠は何か。現段階で導入の可能性がある風車規模は、幅広く存在し、設置基数も事業によって大きく異なることから、風車規模及び設置基数については、何通りかを想定し、本ゾーニングに反映させるべきである。	現時点で導入される可能性が高いと考えられることから、風車の諸元を9.5MWの風車（全長：187m、ハブ高105m、ブレード直径：164m）としています。また、ゾーニングにあたっては、風車の諸元等ある一定の想定が必要となる場合があり、その想定に基づいたエリア設定を行っています。風車の高さについては、実際に導入が検討された場合に、想定と異なる場合がありますので、留意事項に整理しています。	無	-